

京滋大学野球連盟運営細則

第1章 試合

第1条 試合を行うに当たっては、学生委員代表並びに担当理事1名が必ず本部席に常駐し、学生委員及び担当理事は審判と協力して試合の適正な運営を図る。

第2条 リーグ戦における規定は、下記の通りとする。

1、試合規則は、当該年度公認野球規則と本連盟運営細則による。(一部グラウンドルールを適用することがある。)

2、順位の決定は、I部は勝点制を実施し、同じ勝点の場合は勝率にて決定する。II部は勝率にて決定する。

尚、同率の場合は前季の順位による。

3、延長回に関わる特別規則(タイブレーク)、タイブレークの場合のチームおよび個人記録については、次の通りとする。

イ、延長試合において2時間40分を経過するまでは最長11回とし、9回を終了した時点で2時間40分を超えており両チームの得点が等しい場合、あるいは2時間40分以内に11回を終了しており両チームの得点が等しい場合はタイブレークを行う。

ロ、タイブレークは無死1、2塁で打者は前回正規に打撃を完了した打者の次の打順のものとし、1塁走者は打者の前の打順の者、2塁走者は1塁走者の前の打順の者とする。この場合の代打及び代走は認める。

ハ、タイブレークは勝敗が決するまで行う。

ニ、投手成績については、規定により出塁した2走者は投手の自責点とはしない。また、完全試合は認めず、無安打無得点試合は認める。

ホ、打撃成績については、規定により出塁した2走者の記録はないものとする。ただし、盗塁、盗塁殺、得点、残塁は記録する。また、規定により出塁した2走者を絡めた打点、併殺打などはすべて記録する。

4、得点差によるコールドゲームは、7回以降7点差とする。

5、降雨日没等によるコールドゲームの適用は、I部については7回完了、もしくは7回表終了とし、II部は5回完了、もしくは5回表終了とする(正式試合)。試合が成立しなかったときは、再試合とする。

6、出場選手は、25名以内とし、1番から49番の背番号をつけること。主将は1番とする。

7、出場選手登録及びスターティングメンバーの提出は、原則として第一試合は開始1時間前までに、第二・三試合については、前試合の5回完了時に、担当理事立会いのもと公式記録員に提出すること。但し、会場により必要に応じて提出時間を早める場合がある。尚、一旦提出されたスターティングメンバーの変更はできない。

8、ダッグアウトに入ることができる者は、本連盟に登録された部長・監督・助監督及びコーチ2名・選手25名以内・トレーナー1名・マネージャー1名とする。尚、部長代理として副部長またはOB理事1名に限りこれを認める。

9、ダッグアウト内での服装は、次の通りとする。

イ、部長は平服とする。

ロ、監督・コーチは、必ず選手と同一ユニフォームで、監督は50番、総監督・助監督・コーチは51番から55番の背番号とする。

ハ、男子主務(マネージャー含む)は制服、女子マネージャーは制服または平服とし、トレーナーはスポーツウェア等の相応しい服装を着用すること。

10、日程表の前記のチームが一塁側ダッグアウトとし、後攻とする。I部は前季順位の上位チームが1回戦一塁側で後攻めとし、2回戦は三塁側で先攻とする。なお、3回戦以降は交互に先攻後攻とベンチが入れ替わる。

II部は雨天等で試合が中止になった場合は予備日を以ておこなう。

- 11、試合は、常にスピーディに進行するように努めること。
- 12、試合中は選手を交代させるときは、監督（コーチ・主将又はそれに準ずる者）より球審に届け出なければならない。
- 13、試合中、審判員の判定に対して、バット・ヘルメット・グラブなどを投げつけたりして、不満を表明するような行為をしてはならない。
- 14、試合中または試合後に審判員や相手チーム選手への暴力・暴言などは絶対にしてはならない。
- 15、リーグ戦中は、他リーグの大学等との練習試合については原則禁止とする。但し、練習試合を行う場合は事前に連盟の承諾を得ること。
- 16、本運営細則の「第1章試合、第2条リーグ戦における規定」に違反するなどスポーツマンシップに反する行為のあったときは、当該者は競技場から除外され、当該チームは没収試合を含む処置をとることもある。
- 17、本運営細則の定めのあるほか、疑義が生じた事項については、連盟において決定する。
- 18、公式記録員は、学生委員が兼ねる。
- 19、球場の適否の決定は、試合開始までは担当理事及び学生委員が行い、試合開始後は審判員が協議して行う。
- 20、学生委員は、試合開始予定時刻の2時間前に集合すること。
- 21、リーグ戦における優秀選手の選考は下記の通りとする。
 - ①特別賞（最優秀選手など）は、学生委員ならびに理事その他で構成する選考委員会で選考する。
 - ②ベストナインは、打率と守備率とを考慮して選考委員会が選考する。
 - ③打撃十傑の規定打席数は、所属校の〔試合数×3〕とする。

第3条 リーグ戦（試合）における申し合わせは、下記の通りとする。

- 1、試合前のノックは、開始30分前から後攻チームより始め、1チーム7分以内（ボール回しを含む）とする。
但し、リーグ戦運営の都合により、時間短縮または取り止めることがある。
- 2、試合前のノックをするノッカーは、ユニフォームを着用した登録者に限る。
- 3、試合前のウォーミングアップやノックのときには、背番号をつけた選手以外はグラウンド内に入ることはできない。又、マネージャー及び背番号をつけていない選手が、ウォーミングアップやノックを手伝うことはできない。
- 4、試合中は、攻守交代は常に全力疾走を目指して迅速に行うこと。また、スパイクや捕手用具の装着などはベンチ前で行うこと。
- 5、グラウンド整備は、両チームの選手が協力して行うこと。
- 6、ボールボーイは、両チームから連盟登録選手中より、各々2名ずつ出すこと。
- 7、ファウルボールは、両チームが分担して回収すること。
- 8、捕手や野手の用具・バット・ヘルメット・ボールなどは、グラウンド内に放置しないで所定の位置に置くこと。
- 9、グラウンド内のバットや用具などの片付けは、ベンチ内の選手が行うこと。
- 10、初回を除き、各イニングの始めに、捕手が内外野に声をかけるときはホームベースの前へ出ないで、キャッチャーボックスの中から声をかけること。
- 11、選手は、指・手のひらなどにテープや包帯などを巻いてプレーするときは、試合前に責任審判に許可を得ておくこと。（試合中、負傷等によりやむを得ないときも責任審判に許可を得ること）
- 12、各イニングの先頭打者・次打者・ベースコーチは、ミーティングには加わらず、速やかに所定の位置につくこと。

- 13、選手はコートを着用してプレーしたり、コーチスボックスに立つことはできない。但し、投手が走者となったとき、審判員に許可を得てコートの着用を認めることがある。
- 14、ベースコーチは、常にコーチスボックス内にとどまること。（必ずヘルメット着用のこと）
- 15、打者及び走者は、必ず両耳フラップヘルメットを着用すること。
- 16、打者は、バッターボックスに入った後、監督のサインを見るために、みだりにバッターボックスの外へ出てはならない。
- 17、打者のタイム要求は、投手が投球動作に入る前でなければならない。
- 18、次打者は、速やかにネクストバッターボックスに入ること。次打者が投手のときでも、必ず正しい打順に従って入ること。
- 19、次打者は、投手の投球時にはサークル内において低い姿勢で待機すること。
- 20、次打者は、サークル内にマスコットバットの持ち込みができる。尚、滑り止め用のスプレー等の持ち込みは禁止とする。又、鉄棒やバットリング等についてはベンチ内持ち込み禁止とする。
- 21、次打者以外のグラウンド内でのスイングは、次々打者サークルでの1人だけとする（但し、指定された場所がある場合のみ）。次々打者用サークルを利用できるのは、自チームの攻撃中である。相手チームの攻撃中は利用できない。
- 22、試合中、守備側の監督・コーチまたは、それに準ずる者が投手及び野手のもとに行き協議する場合は、駆け足で集まり、駆け足で所定の位置に帰ること。
- 23、監督・コーチは、コーチスボックスに立つことができる。
- 24、試合中、監督・コーチは、コートを着用して、グラウンド内へ出てはならない。
- 25、試合中、選手はグラウンド内で相手チームの選手や、観客などと私語を交わしてはならない。
- 26、サングラスは野手がプレーを行う上で必要な場合のみ使用を認める。守備中に着用する必要がなくなった場合、帽子のツバに乘せることは構わない。
- 27、投球練習ができるのは、ブルペンでの2組とベンチ前での1組とする。
- 28、ブルペンでの投球練習が終わった選手は、速やかにベンチに戻ることに。
- 29、打者のハーフスイングのリクエストについては、捕手が塁審に指さしするのではなく、直接球審に振ったか否かを聞くこととする。
- 30、走者はみだりにベース上へ腰をおろしてはならない。
- 31、走者は、野手に対して危害を加えるような走塁やスライディングなどを絶対にしてはならない。
- 32、試合中のタイムの要求及びプレーに対する疑義の申し出は、監督・コーチ及び主将・当該プレーヤーとする。
- 33、メガホンは、監督・コーチが選手に指示伝達のために使用し、ベンチ内の持ち込みは1個とする。

第4条 リーグ戦の試合日程（スケジュール）は、下記の通りとする。

- 1、スケジュールは原則として、前季の順位により作成する。
- 2、スケジュールの決定後の変更はこれをなすことはできない。但し、球場の都合、天候その他止むを得ない場合は、この限りではない。
- 3、スケジュールの基本作成方法は次の通りとする。

（○数字は節、他の数字は前季の順位）

I 部 ① 1－6 2－5 ② 1－4 3－6 ③ 2－4 3－5
 ④ 1－5 2－6 ⑤ 1－3 4－5 ⑥ 2－3 4－6
 ⑦ 3－4 5－6 1－2

Ⅱ部 I部に準ずる。

- | | | |
|---|---|---|
| ① | ② | ③ |
| ④ | ⑤ | ⑥ |
| ⑦ | ⑧ | ⑨ |

第5条 優勝決定戦・最下位決定戦（I部）・入替戦及び新人戦に於ける規定は下記の通りとする。

- 1、リーグ戦に於いて最高又は最低勝率チームが、2チーム以上の場合はトーナメント制等で優勝又は最下位チームを決定する。（詳細は別途補足として示す）
- 2、入替戦は2回戦とし、1勝1負のときはどちらかが2勝するまで行う。
- 3、新人戦は、トーナメント制で行い、出場資格は1・2回生とする。但し、チーム編成が不可能な場合はこの限りではない。新人戦の特別規則は別途定める。
- 4、本規定以外の試合規定は、本運営細則を適用する。

第2章 新規加盟手続き

第6条 新規加盟に関する規定は、下記の通りとする。

- 1、加盟申請受付期間は、6月1日から7月31日までとする。
- 2、9月1日から10月31日までを審査期間とし、その後学生委員会及び理事会に諮られる。
- 3、京滋大学野球連盟にて加盟申請が受理された場合、次年度の春季リーグからの加盟が認められる。
- 4、新規加盟校の加盟金については、加盟が承認された年度末の連盟財産割りの金額とする。

第3章 選手資格及び登録（部長・監督・コーチ含む）

第7条 選手資格に関する規定は、下記の通りとする。

- 1、選手は連盟規約第5条1により登録された部員でなければならない。
- 2、部員として登録できる者は、原則として入学時より在籍4ヶ年・8シーズン以内の者に限る。
- 3、疾病等により休学した者については、連盟は理事会の議を経て登録を認める事ができる。但し、この場合は、休学時に必要書類を添付して連盟に届けなければならない。
- 4、新入生は、4月1日以降より選手資格を登録によって有する。

第8条 登録に関する規定は、下記の通りとする。

- 1、加盟校は、リーグ戦開幕前に選手の登録を本連盟に申請しなければならない
- 2、追加登録選手は、理事長が承認した日の翌日以降の公式試合に於ける出場資格を得る。
但し、学生委員長は、その旨を速やかに加盟各校に通達しなければならない。
- 3、通信教育学部の学生の登録は、之を認めない。
- 4、部長・監督・コーチ等の変更・追加登録は、加盟校より所定用紙にて本連盟に申請し、理事長が承認した日から公式試合に於ける出場資格が得られる。但し、理事長は、その旨を速やかに加盟各校に通達しなければならない。

第4章 休場規定

第9条 1シーズンを通じて休場する場合は、春季は3月1日まで、秋季は8月1日までに、理事長に申請し、学生委員会及び理事会の承認を得なければならない。

第10条 前条の規定により休場が認められた加盟校は、加盟金のみを負担し、運営費の負担は免除される。

第5章 運営委員会の業務

第11条 運営委員会の業務内容は、下記の通りとする。

1、総務委員会

- イ、使用球場の確保（年調会議に出席し他の連盟等と調整）
- ロ、春季・秋季リーグ戦の日程作成。
- ハ、春季・秋季リーグ戦の当番理事の割当。
- ニ、入替戦・新人戦の日程作成。
- ホ、入替戦・新人戦の当番理事の割当。
- ヘ、開会式・閉会式の企画と運営。
- ト、会議の準備等に関すること。
- チ、その他。

2、広報委員会

- イ、春季・秋季リーグ戦のパンフレットの編成・校正（部員名簿・個人打撃成績・個人投手成績・戦績・各リーグ戦の星取表・表彰選手・ベストナイン・打十傑資料収集）。
- ロ、ホームページの作成。
- ハ、各種連絡・メール。
- ニ、その他。

3、会計委員会

- イ、加盟校より各リーグ戦の加盟費・運営費の徴収補助。
- ロ、各リーグ戦運営経費の支払い。
- ハ、各リーグ戦後運営経費の決算。
- ニ、審判・理事へ交通費支給。
- ホ、弁当の手配。
- ヘ、駐車券の手配。
- ト、その他。

4、報道・記録委員会

- イ、新聞社へのFAXと渉外。
- ロ、公式記録員の手配と公式記録員の補助。
- ハ、公式記録・個人記録・連盟記録の作成と保存。
- ニ、各シーズン記録の保存。
- ホ、表彰選手の選考資料の作成。
- ヘ、正確かどうか記録のチェック。
- ト、その他。

5、審判委員会

- イ、当該試合の審判員の確認。
- ロ、当該試合の審判記録の作成。
- ハ、グラウンド整備の指示と確認。

ニ、公式戦ボールの管理。

ホ、その他。

6、放送委員会

イ、開会式・閉会式のアナウンス。

ロ、春季・秋季リーグ戦の球場アナウンス。

ハ、アナウンサーの手配。

ニ、その他。

第6章 運営細則の変更

第12条 本運営細則は常任理事会で審議し、理事会の議決により変更することができる。

第7章 附則

1、昭和58年 4月 1日より施行する。

1、平成16年 3月25日 一部改正

1、平成19年 4月1 日 一部改正

1、平成22年 3月20日 一部改正

1、平成30年 3月20日 一部改正